

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動)  
Pacific Campaign for Disarmament and Security  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp

●編集責任者 梅林宏道  
●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

69 98/5/15

¥100

国際刑事裁判所(ICC)設立会議、来月開催へ

## 戦争犯罪を裁く場になるか

核兵器の位置づけなど、日本政府の姿勢に注目しよう

国際法違反の犯罪を犯した個人を裁く常設の国際機関である国際刑事裁判所(ICC)を設立するための外交会議が、6月15日から7月17日まで、ローマで開催される。4月3日に閉会した最終準備委員会では、ICC規程の草案が採択されたが、これは各条文にいくつもの選択肢を併記した形をとっており、ローマ会議での合意形成は容易ではない。裁判の対象犯罪に核兵器使用を含めるかとの論争は本誌60/61号でとりあげたが、今号では、その他の点も含め、ICC設立をめぐる主な争点を紹介する。

地域紛争激化で  
戦争犯罪が  
クローズアップ  
—ICC設立までの経過

ICC設立の必要性は、すでに1950年代に国連で提起されていたが、冷戦時代には進展がなかった。1989年にトリニダードトバゴが国連総会にてICC設立の必要性を再度訴えた。93年から94年にかけては安保理が、旧ユーゴやルワンダでの戦争犯罪を裁く特別国際法廷を、安保理の補助機関として設立。これらの地域での事態の深刻さが、常設の国際機関の必要性を国際社会に認識させた。94年11月には、国連国際法委員会(ILC)がICC規程草案を提出し、これをたたき台

にして計6回の準備委員会が開催され、公式な準備作業は終了した。しかし以下の各点が未解決のままである。

国家の裁判権と  
ICCはどうちらが  
優先する?

—補完性の原則など

国内司法機関とICCとの優劣に関する問題について、「国内司法機関が機能

しないときに限ってICCの介入を正当化すること(補完性の原則)」が基本的に合意されている。(旧ユーゴ・ルワンダの国際法廷では、関係国の司法機関が機能していないことを前提とした。)だが、国内司法機関が機能していないことを誰がどう判断するのかは微妙な問題であり、小国の主権侵害につながる可能性もある。一方で米国などは、ICCの介入に、より高いハードルを課すべきとの主張をしている。これに対して、大国が関与する犯罪を裁くこ

4ページへつづく →◆

インド  
核実験

## 自己矛盾の暴挙

⇒(インド政府声明全文4ページ)

インドが5月11日に3個、5月13日に2個の核実験を行った。世界中に衝撃が走った。核保有国がすべて包括的核実験禁止条約(CTBT)に調印し、核爆発のない時代が始まったと多くの人々が期待していた矢先のできごとであった。

インドは1974年に核実験を行った。しかしそのときは「平和的核実験」、つまり土木工事のために核爆発を利用するた

めの実験であるという説明に終始した。しかし今回は違う。本誌66号で述べたように、バジパイ新政権はインドの安全保障のための「戦略的国防見直し」を唱え、「核兵器を導入する選択肢を行使する」という統一綱領をもって40日余り前に成立した政権である。実験後に発表された政府声明は、実験によって「インドが

6ページ中段へつづく →◆

◆朝鮮4者会談  
木村修三  
2~3ページ

# 朝鮮半島の平和をめぐる4者会談

木村修三(姫路独協大学教授)

地域安全保障を語るうえで、東北アジアへの視点は欠かせない。そしてその中心は、朝鮮半島をめぐる対話の枠組みである。韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、米国、中国による4者会談はとりわけ重要である。今号では、木村修三氏に、これまでの経過や背景、展望を整理してもらった。(編集部)

を設置する、  
(3)北朝鮮は南北対話再開に応じる、  
などが合意された。

地帯の共同警備区域の任務を放棄する旨を宣言し、兵士を同区域に侵入させたのも、韓国の頭越しに米国と平和協定を結ぼうという狙いに基づいていた。韓国としては、こうした北の動きは絶対に容認できなかった。

## 決裂した二つの会談

今年3月16日からジュネーブで開かれた朝鮮半島の平和に関する4者会談の第2回本会議は、会談の議題をめぐる対立から次回日程も決めぬまま、3月21日に物別れに終わった。また、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の提案で4月1日から北京で開かれた肥料支援問題などを協議する南北次官級会談も4月18日には決裂した。こうした結果で見る限り、朝鮮半島情勢は依然として厳しいものがある。そこで以下、4者会談が提案された背景から現在までの動きを簡略に振り返ってみよう。

## 米朝枠組み合意と核疑惑の凍結

1996年4月16日、済州島で行われた米韓首脳会談の共同声明でクリントン・金泳三の両首脳は、朝鮮半島の恒久的平和を実現するプロセスを開始するため、韓国、北朝鮮、中国、米国の代表による4者会談の開催を提案した。これには次のような背景があった。米朝関係を極度に緊張させた北朝鮮の核疑惑の問題は、94年6月に訪朝したカーター元大統領と金日成主席との会談によって打開され、その後(94年7月)に金日成が死去するという異変はあったものの、94年10月には米朝枠組み合意が調印された。これにより、

- (1) KEDO(朝鮮半島エネルギー開発機構)による軽水炉転換への支援と引き換えに北朝鮮は既存の核施設の活動を凍結する、
- (2) 米国は北朝鮮に対する経済制裁を緩和し米朝間に相互に連絡事務所

## 北の食糧危機への支援と韓国の苛立ち

金日成死後の北朝鮮では、金正日への正式の権力継承が長い間行われないまま、積年の農業不振と相次ぐ大水害によって深刻な食糧危機に見舞われ、人民の多くが飢えや栄養失調に苦しむ事態となった。背に腹は代えられなくなった北朝鮮は、従来の姿勢を変え、国際機関や各国に窮状を訴えて食糧援助を要請した。韓国の金泳三政権も初めは援助に乗り気だったが、95年6月頃から態度を一転させた。それは、

- (1) 北朝鮮が支援食糧を積んだ韓国船の北朝鮮への入港に北の国旗を掲げるよう要求した、
- (2) 北朝鮮が韓国との直接対話を拒む姿勢を変えなかった、
- (3) 総選挙を控え北への強硬姿勢を示す方が有利と判断された、

などの理由によると思われた。なお、米国のジャーナリストで最近「二つのコリア」という書物を著したドン・オーバードー・ファーによると、金泳三は任期中に北を崩壊させ、国家再統一の偉業を成し遂げたいという使命感を持つようになり、そのため米国が北への食糧援助に熱心なことに強い不満を抱いた。また北朝鮮が韓国の頭越しに米国や日本と取引しようとして警戒心を強めた。他方、北朝鮮はかねてから1953年の朝鮮休戦協定を正式の平和協定に切り替えることを主張していた。韓国は休戦協定の調印を拒んで当事者になっていないことから、休戦協定を平和協定に切り替える交渉ではカヤの外に置かれてしまう。96年4月、北が休戦協定で定められた非武装

## 朝鮮半島の激変を避けたい米国

クリントン政権にとっては、せっかくまとめ上げた米朝枠組み合意を実施に移すことが大事だった。北朝鮮が絶望的状況に追い込まれて軍強硬派の勢いが増すことや、北の体制が急激に崩壊して大量の難民が発生する事態は避けたかった。したがって北への食糧援助はどうしても続ける必要がある。かと言って、韓国の感情をこれ以上悪化させることも望ましくはない。そこで米国は、かつて金泳三が提案した「2(南北)プラス2(米中)」構想を、形を変えて打ち出すことにした。済州島での米韓共同声明で、

- (1) 恒久的平和の取り決めは米朝間ではなく南北主導で行うべきである、
- (2) それを可能にする緊張緩和措置についての幅広い協議を4者で行うことしよう、

と謳ったのはその理由による。そこには、どうしても食糧援助が欲しい北朝鮮はこれを断れないという読みがあった。他方、中国は米国以上に北の崩壊を望んではないし、中国を協議に参加させることは北の態度を軟化させる上でも意義がある、と判断した。

## 北朝鮮の思惑と実現までのもたつき

北朝鮮は、

- (1) 米朝間で休戦協定に代わる平和協定を結び、
  - (2) 南北間で不可侵宣言を結ぶ、
- という立場を80年代から一貫してとり続けてきた。また、91年末に南北で合意した基本合意書を「不可侵宣言」と位置づ

け、米朝間の平和協定さえできれば平和は達成できるという論理に立ってきた。この論理からすれば、4者会談は不必要ということになる。しかし食糧援助を受けるためには4者会談を拒否できなかつた。むしろ援助を増大させたいという思惑もあって、会談に応じるかどうか「検討中」という態度をとり続けた。96年9月に起きた潜水艦侵入事件や97年2月に起きた黄書記の亡命事件も、進展を妨げる要因となつた。しかし北朝鮮の食糧危機がますます悪化したこともあり、97年3月には4者会談についての北朝鮮に対する合同説明会が、続いて97年8月、9月、11月には予備協議がニューヨークで開かれた。そして97年12月9、10の両日、ようやく第1回本会議がジュネーブで開かれるに至つた。

## 同床異夢でも 聞くこと自体に意義

第1回本会議で米韓両国が、91年末に調印された「南北間の和解と不可侵及

び交流・協力に関する合意書」の実行を求めたのに対し、北朝鮮は「在韓米軍の撤退」と「米朝平和協定締結」を主張して譲らなかつた。つまり、4者会談で協議すべき議題について主張がすれ違つたのである。それでも4者会談の枠組みに北朝鮮が参加する意向を変えなかつたのは、これを通じて米朝関係を深め、かつ食糧援助を引き出したいという思惑があつたからだと思われる。そして、たとえ同床異夢でも会談が継続して開かれていくことに大きな意義があると思われた。

と述べて前政権との違いを明確に示した。韓国自身が深刻な経済危機に直面していることから、北の体制崩壊が望ましくないと考えるのはむしろ自然な成り行きだろう。したがつて今年3月の第2回本会議は、金大中政権発足後の会談として注目されたが、ここでも北が在韓米軍撤退問題などを議題とするよう要求して物別れに終わつたことは前述した。なお、金大中政権が、4者会談を信頼醸成措置など朝鮮半島の平和構築の問題だけに限定し、食糧援助や経済協力の問題を4者会談から切り離す方針を明らかにしたことが、北朝鮮が初めから嫌っていた4者会談への熱意を冷めさせる結果を生んだと言えるかも知れない。金大中政権は、1975年のヘルシンキ宣言がドイツ統一の基盤となった先例にかんがみ、韓国、北朝鮮、米国、中国、日本、ロシアの6か国で「北東アジアの平和と安定に関する共同宣言」を構想し、それを基盤に南北の平和統一をめざす方針を示している。だとすれば、4者会談自体が変質することになるが、この構想に対する北朝鮮の反応はまだ示されていない。④

## 金大中政権の発足と 4者会談の行方

金大中大統領は今年2月25日の就任演説で、

- (1) 北朝鮮を害したり吸収する考えはない、
- (2) 可能な分野から北との和解と協力を積極的に推進する、
- (3) 北が米国や日本と交流を進めることを支援する、

## 欧洲議会決議(86/PE, 266.807)

# 未臨界核実験に関する決議

(1998年2月19日採択)

欧洲議会は、  
核不拡散に関する本議会のこれまでの諸  
決議を考慮して、

A. 未臨界核実験が、合衆国によって、1997年7月2日と1997年9月18日にネバダ核実験場で実施されたがゆえに、そして合衆国はそのような実験を1998年9月までにもう4回実施することを計画しているがゆえに、

B. 合衆国政府は、その実験が現存する備蓄核兵器の安全性と信頼性を保証するのに必要であると説明していることに留意し、しかしながら、その計画の批判者たちが、実験は現存する核弾頭の性能向上、さらには新型核弾頭を生み出すことにも使われると主張していることにも留意し、

C. 実験が本当に未臨界で、それゆえ包括的核実験禁止条約(CTBT)に合致しているかどうかについて国際的検証が存在しないがゆえに、

D. 実験がCTBTの文面には反していないかもしれないが、しかしそれでも条約

の精神を侵し、そして「信頼の危機」を生み出すことでその発効を危機にさらすがゆえに、

E. 未臨界実験と新型兵器の開発は、インドとパキスタンのCTBT署名拒否の立場を強め、その発効を妨害し、そしてまた、とくにこれら二つの国家において、核不拡散条約(NPT)反対の立場を強める危機をつくり出すがゆえに、

F. 広島、長崎両市長や合衆国議会の46人の議員のみならず、ノルウェー、インドネシア、メキシコ、マレーシアそしてイランを含む少なくとも15の国々が、これらの実験に対する懸念や反対の意思を公に表明したがゆえに、

G. 1996年9月に署名が受けつけが始まったのち、すべてのEU加盟国がCTBTに署名したがゆえに、

H. 条約に関するウィーン条約の規定により、CTBTを署名した国は「その目的や目標を無効にしうるいかなる行為もさし控える」義務を有するがゆえに、

1. 本議会のCTBTに対する支持と条約

の早期批准に対する要請を再確認し、そしてすべての加盟国に迅速に行動することを求め、

2. 合衆国政府が一連の未臨界実験を停止し、すべての政府がそのような実験を実施しないよう求め、
3. 合衆国政府に、実験が新型兵器設計計画の一部をなすものではけつてないこと、そして新型核兵器の設計が合衆国の政策には含まれていないことを述べる公式の宣言を発布することを求める、
4. 起こりうるCTBT違反への国際的懸念を緩和するため、追加的な信頼醸成措置のみならず、実験現場における一層の透明性を要求し、
5. 理事会が欧州連合条約J.3条にもとづく共同行動——ほかの国々による署名と批准を促進するため、そしてほかの国々が条約の条項を遵守することを可能にするためのすべての必要な支援、とくに効果的な国際的検証体制の創設を含めるような共同行動——を採択することを求める、
6. 欧州連合総裁に、理事会、委員会、そしてアメリカ合衆国大統領と議会に本決議を送付するよう指示する。

1998年2月18日  
(訳: 笠本丘生)

◆ ← 1ページからつづく  
とを妨げるものとの批判がある。

## ICC検察官の活動は、 国家の利害に 左右されないか —検察官の独立性

ICCの検察官が独立して調査を行うことができるかという点も、一つの大きな争点である。人権NGOなどは、検察官が独立して調査し、被害者やNGOとも直接に接触できる権限をもたなければ、人権侵害の救済はきわめて限られたものになると主張してきた。

この点につき、カナダなどは、検察官の独自調査に積極的である。しかし、米国などは、検察官に独自調査の開始の権限を基本的に与えないとの立場をとる。妥協案として、アルゼンチンやドイツなどが、「公判前会議」を設置して、そこに、検察官の調査内容に法的再検討を加える権限を持たせることを提案している。

日本政府は、「検察官の独立は大事な問題ではあるが、職務遂行上は、国と

の協力が欠かせない。検察官が一人でオールマイティに職務遂行できるわけではない」としている。

## 安保理が 公平な裁判を 妨げないか —ICCと安保理の関係

ICCは多国間条約によって設立される見通しであり、形式的には国連の枠組みからは独立した国際機関となる。しかし、実質的には国連と緊密な関係をとることが不可欠となる。とりわけ、国連安保理は国連憲章によって世界の平和の安全に対する特別な責務を与えられているので、安保理の役割とICCの関係が問題となる。アフリカ諸国は、安保理に何ら特別な権限を与えるべきではないと主張する一方、米国やロシアは、ICCにかかる事案のほぼすべてについて安保理の認可が必要であるとする。シンガポールの妥協案は、安保理が国連憲章第7章(平和への脅威・侵害または侵略行為)の下でとり扱っている事案に関しては、ICCの訴訟手

続きを、安保理が一定期間停止することができる、とする。(米ロ案が、すべての常任理事国の合意なしには訴訟が開始されないことを意味する一方、シンガポール案は、逆に、すべての常任理事国の合意なしには訴訟を中断できないことを意味する。)

この議論は、安保理の大國の利害がからんだ事案や、安保理決議にもとづく平和維持軍(PKO、PKF)に関与する事案が公平に裁かれるのかという問題ともからんでいる。

## 核兵器の使用は 戦争犯罪か

### —対象犯罪と核兵器

草案は、集団殺害、人道に対する罪、国際人権法の重大な侵害(戦争犯罪など)を、対象犯罪と規定している。これに加え、侵略の罪(安保理の認定に基づく)、武力紛争以外での人道に対する罪、内乱などにおける戦争犯罪、条約上の犯罪(アパルトヘイト条約、国連麻薬取締条約など)なども対象犯罪に含めるか、という

# 核実験に関するインド政府声明

1998.5.11発表

総理大臣が午後発表したように、本日印度はポクラン実験場で3つの核実験を行った。本日行われた実験は、核分裂装置、低爆発装置、熱核装置に関するものであった。

測定された爆発力は、期待された範囲である。また測定によって放射能は大気中に放出されなかったことを確認した。実験は、1974年5月に行われた実験と同様に閉じ込められた爆発であった。

これらの実験によって、印度が核兵器製造計画の立証された能力を有することが確立された。また実験は、目的によってさまざまな爆発力をもった核兵器や、さまざまな運搬手段に適した核兵器を開発するため有用な貴重なデータベースを提供するものである。さらに実験によって、わが国の科学者が、必要ならば未臨界実験を援用して健全なコンピューター・シミュレーションができるようになることが期待される。

印度政府は、歴代の政府と同様に、印度近隣の核環境に深い憂慮をもっている。今回の実験は、わが国家安全保障が最高の関心事であり、促進し防衛されることを印度人民に再度保証するものである。印度

の将来の世代は、独立50周年のこの年に、核の選択にかかる現代技術が彼らに引き継がれたことを確認するであろう。

こんにち強調しておきたいことは、環境への憂慮から1963年の部分的核実験禁止条約を導いた国の中頭に印度が立っていたことである。印度代表は、軍縮会議(CD)などさまざまな国際的な場で、大量破壊兵器の普遍的で差別のない検証可能な制度を作るために活動している。あらゆる兵器の地下核実験はもちろん、「未臨界実験」あるいは「流体核実験」と呼ばれる関連実験をも禁止するような真に包括的な国際的制度という目標を実現する努力を、印度政府は支持していることを改めて表明する。

印度は包括的核実験禁止条約(CTBT)の義務のいくつかを順守することを考慮する用意がある。しかし、それは真空状態で行われるものでないことは明かである。それは必然的に、概念から約束にいたる進化的な過程になり、いくつかの(他国の)相互的な活動に依存するものになるであろう。

われわれは、慎重に扱うべき技術や装置や商品——とくに大量破壊兵器に関するもの——のきわめて厳格な輸出規制をひきつ

づき実行することを明確に再確認したいと思う。この点についてわれわれの過去の実績は完全なものである。したがってわれわれは、国際社会がわれわれの責任ある政策を認識することを期待する。

印度は核兵器の完全かつ世界的な廃棄にいたる核軍縮の迅速な過程に、これまで通り努力することを約束する。われわれが化学兵器禁止条約や生物兵器禁止条約に参加していることは、非差別的で検証可能ないかなる世界的な軍縮体制にも、印度が約束を果たそうとしていることの証拠である。印度はジュネーブ軍縮会議(CD)での核分裂物質の生産禁止の締結に向けた交渉に喜んで参加するであろう。

近隣において、友邦国とのあいだで長期にわたって、われわれは相互利益のための実り多い協力関係をもち、それを深めてきた。われわれすべての人民の利益のために、この関係をさらに強化し、拡大するため印度が誠実に努力することを友邦諸国に確約する。他国と同様に印度にとっても、平和的な協力と経済発展が基本的な要求である。

(訳:梅林宏道)

点が争点になっているが、妥協のめどはたっていない。

これらの対象犯罪は、草案第5条で規定されている。そのうち戦争犯罪については、いくつかのカテゴリーに分けられている。そのうち、「1949年のジュネーブ諸条約への重大な違反」として、8項目が挙げられている部分については、ほぼ合意が成立している。「それ以外の、一般国際法および慣習法への重大な侵害」とのカテゴリーには、(a)～(t)まで20項目が挙げられており、それぞれの項目につき、最大5つの選択肢が定められており、議論は収束していない。

問題となる核兵器については、この中の(o)という項目の定め方についての論争という形をとっている。(o)については、「以下の兵器等を使用することを戦争犯罪とする」と定めた中に、

- (ア)毒物、毒ガス、拡張弾、化学兵器、生物兵器を含めるが、核兵器を含めない案、  
(イ)アのリストに加えて「一般国際法および慣習法で禁止されるような兵器等」を含める案、  
(ウ)禁止兵器のリストを作らず「不必要的苦痛をもたらし本質的に無差別的な兵器等」を包括的に禁止する案、  
(エ)イの規定にさらに核兵器、対人地雷ほかを含める案

## 国会レポート

第142回通常国会

参議院(1998.3.1～3.13)

(作成:佐藤毅彦)

3月3日(火)

[労働・社会政策委員会]

- 狩野安(自民)●竹村泰子(民友連)●山本保(公明)●大脇雅子(社民)●吉川春子(共産)●都築譲(自由)●堂本暁子(さきかけ):市民活動促進法案  
◇採決:「特定非営利活動促進法案」と修正議決

3月4日(水)

[本会議]

- 鹿熊安正(自民;労働・社会政策委員長):市民活動促進法案審議報告  
◇採決:「特定非営利活動促進法案」と修正議決

3月9日(月)

[国際問題に関する調査会对外経済協力に関する小委員会]

- ◇討論:政府開発援助(ODA)  
●山本一太(自民)●馳浩(自民)●田英夫(社民)●永野茂門(自由)●広中和歌子(民友連)●福本潤一(公明)●上田耕一郎(共産)●山崎力(平成)

3月10日(火)

[外交・防衛委員会]

# NPTプレコム、合意なく終了

NGOは核軍縮具体案を提示

2000年の核不拡散条約(NPT)再検討会議の第2回準備会(プレコム)が、4月27日からジュネーブで開催され、5月9日、具体的合意なきまま終了した。来年のプレコムに中東問題(イスラエルの加盟)や核軍縮について議論する時間配置を求めるエジプトや南アフリカの提案に、主要な核保有国が反対したためである。

同時期に同会議場で、世界的NGOネット

ワーク「核廃絶2000」に参加する各国のNGO関係者が、核軍縮に向けた戦略を討議した。核保有国の核先制不使用政策や、核警戒態勢の解除、南アフリカ提案支持などを求めるいくつかの共同声明が発表され、政府代表に配られた。

一連のイベントには本組合からも2名が参加した。詳細は、次号以降で紹介する。M

の、4つの選択肢が挙げられている。

日本政府は、このうちどの案に賛同したか／するかとの質問に対して、「現行の国際法から離れたものをつくっても機能しないのではないか」と述べ、核兵器を含めることに慎重な姿勢を示した。

## 日本政府の取り組む姿勢は?

### —今後に向けて

先に引用した日本政府のコメントは、最終準備委員会開会の直前の3月12日に、本組合が所轄課である外務省条約

●小渕恵三(外務大臣):外交の基本方針に関する所信表明演説

3月11日(水)

[沖縄及び北方問題に関する特別委員会]

- 小渕恵三(外務大臣):①沖縄基地問題:②北方領土問題

- 小里貞利(総務府長官):北方領土問題

- 鈴木宗男(沖縄開発庁長官):沖縄基地問題

[国際問題に関する調査会]

◇討論:アジア太平洋地域の安定と日本の役割

- 馳浩(自民)●寺澤芳男(民友連)●魚住裕一郎(公明)●田英夫(社民)●上田耕一郎(共産)

- 永野茂門(自由)●山崎力(平成)●高野博師(公明)●山本一太(自民)●板垣正(自民)●広中和歌子(民友連)●笠井亮(共産)●岡崎トミ子(民友連)●笠原潤一(自民)●田村公平(自民)

- 南野知恵子(自民)

3月12日(木)

[外交・防衛委員会]

◇参考人意見聴取:日米関係とアジア(参考人)米国元大統領・ジマー・カーター

- 笠原潤一(自民)●竹村泰子(民友連)●高野博師(公明)●田英夫(社民)●立木洋(共産)●宮澤弘(自民)●田村秀昭(自由)●佐藤道夫(二ケ)

[文教・科学委員会]

- 北岡秀二(自民):原子力の開発利用と安全確保—青森県核廃棄物輸送船接岸拒否問題

- 小林元(民友連)●萱野茂(民友連):原子力の開発利用と安全確保—動燃改革

[経済・産業委員会]

- 平井卓志(自由):旧日本軍中国遺棄化学兵器

3月13日(金)

### [本会議]

- 鈴木宗男(沖縄開発庁長官):沖縄振興開発特別措置法一部改正法案趣旨説明

- 下地幹郎(自民)●原口一博(民友連)●白保台一(平和)●松浪健四郎(自由)●古堅実吉(共産)●濱田健一(社民):沖縄振興開発特別措置法一部改正法案

### [外務委員会]

- 阪上善秀(自民):①在外公館・職員:②日口平

6ページ左へつづく →◆

## 「アボリション2000」を正式に支持

世界平和連帯都市市長会議

世界平和連帯都市市長会議が、「アボリション2000」に対する正式な支持を表明した。4月23日、同会議の議長を務める平岡敬・広島市長が明らかにした。

同会議は、世界各国の都市の市長が、核兵器廃絶や世界の恒久平和の実現に寄与することを目的に、1994年から毎年ヒロシマ・ナガサキの原爆の日に合わせて、両市で開かれている。日本を含め99ヶ国から427の都市の市長が参加している。M

◆◆ 5ページからつづく

#### 和条約締結交渉－北方領土問題

●玄葉光一郎(民友連)：①在外公館・職員：②在ペルー日本大使公邸占拠事件：③政府開発援助(ODA)

●山中アキ子(平和)：①在外公館・職員：②国連派遣職員給与二重払い：③イラクによる国連査察受入問題

●西田猛(自由)：①在外公館・職員：②新ユーゴスラビア情勢：③新ガイドライン－法的性格／国内法整備／周辺事態

●松本善明(共産)：①在外公館・職員：②イラクによる国連査察受入問題

●伊藤茂(社民)：①在外公館・職員：②日米安保条約一事前協議

#### [厚生委員会]

●山本孝史(民友連)●福島豊(平和)●久保哲司(自由)●瀬古由起子(共産)：戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法一部改正法案

#### [予算委員会]

●東洋三(自由)：①沖縄基地問題－普天間基地移転：②新ガイドライン－国内法整備：③PKO協力法改正：④外交政策－憲法上の制約

◆◆◆◆◆

## 日誌

1998.4.21～5.5

(作成：笠本丘生、田中利昌)

CTBT=包括的核実験禁止条約／KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構／NPT=核不拡散条約／NWC=核兵器禁止条約／START=戦略兵器削減条約

●4月21日 米核問題専門家ボッター氏、グルジアでは高濃縮ウランが紛争地に危険な状態で放置と指摘、空輸の必要性強調。

●4月21日 米オルブライト国務長官、核テロ防止のため、旧ソ連・グルジアの高濃縮ウランと使用済核燃料の空輸計画発表。英が受け入れ表明。

●4月22日 グルジアからの核物質空輸受け入れに、野党や環境団体らがブレア政権非難。

●4月27日 NPT再検討会議準備会(プレブコム)、ジュネーブで始まる。5月8日まで。

●4月27日 NPTプレブコムで日本の林・軍縮大使、カットオフ条約の早期交渉開始訴える。条約交渉開始促進のため、5月11、12日にジュネーブで技術セミナー独自開催と表明。

●4月27日 創価学会、NPTプレブコムに、NWC締結求める約1301万人の署名提出。

●4月27日 パキスタン・カーン外相、下院で「いかなる制裁受けてもミサイル開発続ける」と発言。

●4月28日付 広島、長崎両市、伊コモ市で5月2～29日、「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」開催。インドで開催中のものとほぼ同内容。伊では3都市目。

●4月29日 NPTプレブコムで日本、核保有国に、核軍縮促進の問題点の情報提供要請。「期限付き」拒否理由、非同盟諸国に説明のため。

●4月30日 NPTプレブコムで日本、核保有国名指しする形で、STARTの早期妥結や、カットオフなど求める文書提出。

**ピースデボの会員になって下さい。**この『核兵器・核実験モニター』の発行(月2回)をはじめ、平和問題のさまざまな調査研究にとりくんでいる平和資料協同組合(ピースデボ)の会員になって下さい。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)会員にならざる『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。その場合は、年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

笠本丘生(ピースデボ)、川崎哲(ピースデボ)、田中利昌(ピースデボ)、中田眞里子(ピースデボ)、青柳絢子、木村修三、佐藤毅彦、梅林宏道

◆◆ 1ページからつづく  
核兵器製造計画の立証された能力を有することが確立された」と言い、これによつてインドの安全保障が「促進され防衛される」と述べている(4ページ)。つまり、インドは核抑止論に立つ核兵器国になることを明言した。

このことが、今回の核実験の最大の問

題点である。核軍縮の正論を唱えながら実験を強行したインドが批判されるべきはもちろんである。しかし、論議は次号にゆづるが、核不拡散体制(NPT)にあぐらをかいて、核軍縮に真剣にとり組んでこなかった米国を初めとする核保有国の責任は重い。日本政府の責任もまた同様である。(梅林宏道)

を読む有志の勉強会です。ピースデボはそのお手伝いをしています。研究会は公開で広く参加を呼びかけています。次回(第3回)を次のとおり開催します。次回のみ、定例日を変更し第3日曜に行います。

日 時：1998年6月21日(日)

午後2時～5時

会 場：ピースデボ事務所

(東横線日吉駅下車徒歩7分)

テマ：「名護海上ヘリポート」

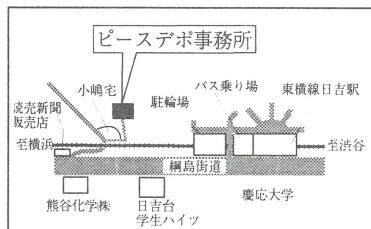
(米会計検査院報告より)

会 費：1,000円(資料代含む)

連絡先：ピースデボ(担当：笠本)

## 毎月第2日曜日定例 公開DS研究会

DS(Disarmament & Security)研究会は、軍縮・安全保障をテーマにした原文



●4月30日付 広島・原爆資料館、1万点超える被爆資料の全面公開決定。データベース化完成に伴う。巡回展示や貸し出し要請にも応じる予定。

●5月1日 NPT再検討会議準備会で日本、米以外にも核削減促す内容を、次期会議への勧告文に盛り込むよう提案。中国を念頭に置く。

●5月1日 米オルブライト国務長官、KEDO重油費用問題で、韓国にも負担求めめたが合意に至らなかつたことを示唆。

●5月1日付 中国の戦略核ミサイル18基のうち13基が米国内の都市に、残り5基がロシアなどに照準。米ワシントン・タイムズ紙。

●5月2日 イスラエル・ペレス前首相、同国が50年代に核開発進めていたことを認める。現在の保有については明言避ける。

●5月3日付 キューバ危機で旧ソ連、中距離弾道ミサイルとは別に小型核弾頭と短距離ミサイルを極秘に同国に持ち込み。旧ソ連秘密文書で判明。

## 沖縄

●4月21日 吉元前副知事、社民党から比例代表で出馬する意思を表明。

●4月23日 島口那覇防衛施設庁長官、県の県外移設案に否定的見解。

●4月24日 古川官房副長官と宮平副知事が会談。橋本首相と大田知事の会談日程決まらず。海上基地についても平行線。

●4月27日 沖縄市長選投票日。仲宗根正和氏初当選。

●4月27日 仲宗根新沖縄市長、陸自の白川分屯地の予約契約に応じる姿勢を明らかに。大田知事と一定の政治的距離を置く姿勢を表明。

●4月28日付 大田知事、「周辺事態措置法案」について更に過重負担がかかると危機感表明。

●4月28日 小淵外相とオルブライト国務長官、

## 沖縄のことよみ

◆5月15日 大田知事訪米

◆5月22日 嘉手納基地爆音訴訟控訴審判決日

◆5月30日 大田知事帰国

◆11月 沖縄県知事選予定

## 読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。